

常滑市宿泊税に係るQ & A

宿 泊 税 (P6～P8)

1. 宿泊税とはどのような税ですか。
2. なぜ宿泊税を導入するのですか。
3. なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
4. 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。
5. 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率や免税点を設けるべきではありませんか。
6. 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えているか。
7. 特別徴収義務者について教えてください。特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。

宿 泊 に つ い て (P9～P17)

1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。
2. 連泊の場合の宿泊税の取扱いについて教えてください。
3. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。
4. サブスクリプション方式の宿泊について取扱いを教えてください。
5. 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。

6. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は、宿泊税を返金しても良いですか。
7. 旅行会社添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。
8. 未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しております。この場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。
9. 例えば5泊したら1泊無料キャンペーンや無料宿泊券での宿泊の場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。
10. シーツ代金のみ領収している場合も宿泊税が課税されますか。
11. 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。
12. 課税対象とならない宿泊の一例があれば、教えてください。
13. 「宿泊日」の考え方について教えてください。
14. 【レイトチェックイン】事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）の取扱いを教えてください。
15. 客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）の場合の取扱いを教えてください。
16. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いを教えてください。
17. 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
18. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。
19. 形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
20. 領収書に宿泊税の表示をしないといけませんか。

21. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）の場合の宿泊税の取扱いについて教えてください。
22. 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
23. グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はあります。
24. 生活困窮者が利用する無料定額宿泊所の場合の取扱いについて教えてください。
25. ペットの宿泊は課税対象となりますか。
26. ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。
27. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。
28. 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうか。
29. カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。
30. 3時間・6時間・9時間など様々なプランがあります。また、延長することもできます。宿泊税の対象について、どのように判断すればよいですか。
31. 常滑市民の方が宿泊する場合も宿泊税の対象となりますか。
32. グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料ですが会員プログラムを運営する本部より一定額が償還されます。この場合課税対象となりますか。
33. 他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊されますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求しています。この場合課税対象となりますか。課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能か。
34. 客室を会議室やオフィスとして利用する場合があります。料金明細は“会議使用料”としてあります。寝具は置いてあり、使用できる状態です。その場合は課税対象となるか。

課 税 免 除 (P18)

1. 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊について教えてください。
2. 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。

徴 収 に つ い て (P19～P20)

1. 宿泊税の徴収方法 について教えてください。
2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうなりますか
3. 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。
4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうすれば良いですか。
5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。
6. 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。

申 告 と 納 入 (P21～P24)

1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。
2. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく 必要がありますか。
3. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。
4. 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額」が 120 万円の根拠について教えてください。
5. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。
6. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「申告事項変更届出書」を提出したのですが、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。
7. 月計表について、教えてください。月計表に記載された人数はどのように確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。

8. 振込手数料がかかりますか。
9. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。
10. 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。

そ の 他 (P25～P28)

1. 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。
2. 宿泊税は売り上げに含まれるのか。
3. 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。
4. 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。
5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえません。
6. 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。
7. 特別徴収義務者報奨金はいつ交付する予定なのか。
8. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうするか。
9. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。
10. 罰則はありますか。
11. 特別徴収義務者報奨金は、どのように受け取ることができますか。報奨金について、消費税は課税されますか。

8 変 更 履 歴 (P29)

宿 泊 税

1. 宿泊税とはどのような税ですか。

宿泊税は、まちの魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、常滑市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業（民泊）を行う住宅などの宿泊施設に宿泊した場合に課税されます。

※法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課すことができる税です。（地方税法第5条、第731条）

2. なぜ宿泊税を導入するのですか。

旅行やビジネスを目的とした来訪者（宿泊者）の受入環境の整備や、観光資源の磨き上げ、情報発信の充実により、さらなる来訪者（宿泊者）の増加を図る施策に要する経費に充てるための安定的な財源として導入するものです。来訪者（宿泊者）の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上し続ける好循環の形成を目指します。

市では、この財源を活用して、「来訪者（宿泊者）の満足度向上」、「来訪者（宿泊者）増加促進」、「観光の好循環創出と加速」という三原則に沿った取組みを実施していきたいと考えています。

3. なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

観光振興財源を求める対象については、有識者による「常滑市宿泊税検討委員会」において、応益負担の考え方にに基づき、旅行者に対し一定の負担を求めることが適当であるとの考えが示されたところです。これを受けて市では旅行者が、常滑市を訪れた際の宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な観光活動のうち、宿泊行為以外は、市民等の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であることなどから、宿泊行為に対して課税することとしました。

4. 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。

税率等については、常滑市宿泊税条例で規定しています。

なお、本条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても5年ごとに同様の検討を行うこととしています。

5. 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないという応益負担の考え方から、宿泊料金に応じた税率区分や免税点を設けずに課税し、公平性を確保しております。また、特別徴収義務者となる宿泊事業者へのヒアリングでは、なるべく簡素な制度としてほしいという意見が多数ありました。それらの意見を参考とし、税率区分や免税点を設けておりません。

6. 宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えているか。

「①来訪者（宿泊者）の満足度向上」、「②来訪者（宿泊者）の増加促進」、「③観光の好循環創出と加速」の三原則に沿った事業に活用します。

取組例は以下のとおりです。

【① 来訪者（宿泊者）の満足度向上】

- ・シャトルバス運行事業
- ・ナイトタイムエコノミー推進事業
- ・宿泊エリア魅力向上補助金
- ・観光地ウェルカムサイン、多言語サイン整備 等

【② 来訪者（宿泊者）の増加促進】

- ・エリアMICE推進事業

- ・ホームページ、SNSでの発信強化
- ・国内外旅行会社等プロモーション
- ・メディア、インフルエンサー招請
- ・広告出稿 等

【③ 観光の好循環創出と加速】

- ・観光データ収集、活用、リピーター獲得
- ・感染症拡大などの社会状況や観光ニーズの変化に緊急的、機動的に対応し、「好循環を創出・加速」するための基金積立

【特別徴収義務者報奨金】

- ・各宿泊事業者様への還元（納期内納入額の2.5%）

7. 特別徴収義務者について教えてください。特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。

特別徴収義務者とは、常滑市内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出をした方）です。ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、常滑市税務課にご相談ください。

特別徴収義務者の方に行っていただくのは、宿泊者から宿泊税を徴収し常滑市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載や保存を行っていただく必要があります。

旅行代理店等は、特別徴収義務者ではありませんので、旅行代理店等から宿泊税を直接市に納入いただくことはできません。

宿 泊 に つ い て

1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。

常滑市宿泊税において課税対象となる「宿泊」の判断基準は、原則として以下のとおりです。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している。
- ② ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。
 - ・利用料金が発生している。
 - ・利用時間が6時間以上である。
 - ・寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

※キャンセルの場合は、利用行為がないため宿泊税の対象となりません。

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

2. 連泊の場合の宿泊税の取扱いについて教えてください。

連泊の場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

（例）1人3泊した場合 1人×200円×3泊＝600円

3. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。

ホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や寝具を使用した6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

例) 定員4名の部屋を3日間確保した。
その際の宿泊は右のとおりであった。
このような場合は、宿泊施設で把握した
宿泊日ごとの宿泊人数をもって、1日当
たりの宿泊税額を算定します。宿泊者が
0人の場合、宿泊税はかかりません。

宿泊日	宿泊人数	宿泊税額
1日目	4人	200円×4人=800円
2日目	0	0円
3日目	2人	200円×2人=400円
計	6人	1,200円

4. サブスクリプション方式の宿泊について取扱いを教えてください。

実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や寝具を使用した6時間以上の使用で料金を課している場合は、課税対象となります。

5. 観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか。

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

6. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくことになります。そのため、キャンセルとなった場合については、返金可能です。宿泊税はかかりません。

7. 旅行会社添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。

宿泊施設が旅行会社添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、課税されません。

8. 未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しております。この場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。

宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものです。

未就学児2名のうち1名は添い寝無料なので宿泊税は課税されませんが、もう1名は宿泊料金が発生しているため、宿泊税の課税対象となります。

9. 例えば5泊したら1泊無料キャンペーンや無料宿泊券での宿泊の場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。

宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

例) 5,000円×5泊+0円×1泊となった場合の宿泊税は以下のとおりです。

$$(200 \text{ 円} \times 5 \text{ 泊}) + (0 \text{ 円} \times 1 \text{ 泊}) = 1,000 \text{ 円}$$

10. シーツ代金のみ領収している場合も宿泊税が課税されますか。

シーツ代金を宿泊料金として取り扱っているのであれば、宿泊税の課税対象となります。

11. 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。

宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊につき200円の宿泊税が宿泊数に応じて課税されます。ただし添い寝など宿泊料金がかからない場合については、宿泊税はかかりません。

12. 課税対象とならない宿泊の一例があれば、教えてください。

- ・キャンセルとなり宿泊が発生しなかった場合は課税対象になりません。
- ・無料で宿泊させる場合は宿泊料金が発生していないため、宿泊税はかかりません。

13. 「宿泊日」の考え方について教えてください。

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

令和7年1月6日チェックアウト分までは課税されませんが、令和7年1月6日チェックイン分からは課税されます。令和7年1月5日チェックイン、令和7年1月7日チェックアウトの連泊の場合は、1泊分の宿泊税がかかります。

14. 【レイトチェックイン】事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）の取扱いを教えてください。

その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象とします。または、以下のすべてを満たす場合には、課税対象とします。

- ・利用料金が発生している。
- ・利用時間が6時間以上である。
- ・寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

15. 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）の場合の取扱いを教えてください。

基本的に日帰りの場合については、宿泊税はかかりません。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、「宿泊」として扱いますので、宿泊税が課税されます。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用であるもの
 - ・利用料金が発生している。
 - ・利用時間が6時間以上である。
 - ・寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

16. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いを教えてください。

その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるものは宿泊税の課税対象となります。

契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、以下のすべての条件を満たす場合は宿泊税の課税対象となります。

- ・ 利用料金が発生している。
- ・ 利用時間が6時間以上である。
- ・ 寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

17. 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、旅館業法または住宅宿泊事業法に該当する宿泊施設であれば、宿泊税の対象となります。宿泊料金が無料の場合には、宿泊税はかかりません。

なお、その利用行為が契約上宿泊としての取扱いでない場合でも、寝具を使用した6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

18. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、宿泊税が課税されます。

なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であっても、宿泊人数に応じた宿泊税がかかります。

19. 形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。
20. 領収書に宿泊税の表示をしないといけませんか。
領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、税の名称と税額を記入していただく必要があります。（宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。） 税の名称表示は、常滑市が定めた表記で統一してください。日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。指定の様式はございません。
21. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合の宿泊税の取扱いについて教えてください。
宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。 宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、寝具を使用した6時間以上の利用で料金を課している場合は、対象となります。
22. 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。
23. グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はありません。
宿泊料金を徴収されているので、宿泊税は課税されます。

24. 生活困窮者が利用する無料定額宿泊所の場合の取扱いについて教えてください。
無料定額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業には該当しませんので、課税対象ではありません。
25. ペットの宿泊は課税対象となりますか。
宿泊者ではないので、宿泊税はかかりません。
26. ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。
宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。
27. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。
会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。
28. 長期滞在（2～3 ヶ月）の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30 日以上の場合可能）とした場合はどうか。
宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。
29. カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。
旅館業法には簡易宿所も含まれていますので、旅館業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。

30. 3時間・6時間・9時間など様々なプランがあります。また、延長することもできます。宿泊税の対象について、どのように判断すればよいですか。

常滑市宿泊税において課税対象となる「宿泊」の判断基準は、以下のとおりです。

① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している。

② ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。

- ・利用料金が発生している。
- ・利用時間が6時間以上である。
- ・寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

よって、寝具を使用した6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

3時間利用の場合は、宿泊税はかかりません。ただし、延長で6時間利用となった場合は、寝具を使用し料金が発生していれば課税対象となります。

31. 常滑市民の方が宿泊する場合も宿泊税の対象となりますか。

市内居住者であっても、観光施策の受益があること、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難という考え方から一定の負担をお願いしています。

32. グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料ですが会員プログラムを運営する本部より一定額が償還されます。この場合課税対象となりますか。

宿泊者に対して宿泊料金の請求が発生するかによります。

具体的には、宿泊者に実質的に請求はあるものの会員プログラムにより0円とする場合は宿泊税の課税対象となりますが、会員プログラムによりそもそも請求自体が発生しない場合については宿泊税の課税対象とはなりません。

33. 他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊されますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求しています。この場合課税対象となりますか。

課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能か。

実際の宿泊行為に対しての支払いが発生しておりますので、宿泊税の課税対象となります。

キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能です。ただし、宿泊税は実際の宿泊のあった月の翌月に常滑市に納税していただく必要があります。

34. 客室を会議室やオフィスとして利用する場合があります。料金明細は“会議使用料”としてあります。寝具は置いてあり、使用できる状態です。その場合は課税対象となるか。

会議室やオフィスとしての利用の場合は、寝具を使用していないと判断しますので、宿泊税の対象となりません。

課 税 免 除

1. 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊について教えてください。

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

2. 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。

常滑市では修学旅行生等の課税免除を設けておりませんので、課税対象となります。

徴 収 に つ い て

1. 宿泊税の徴収方法について教えてください。

特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い…現地で宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。

②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。

2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうなりますか。

特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。

（なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。）

3. 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。

宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。

4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうすれば良いですか。

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第 733 条の 15 第 3 項）

5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

6. 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。

宿泊税のポスター、チラシ等の広報物に「英語」「韓国語」「中国語＜簡体＞」「中国語＜繁体＞」の翻訳を載せています。そちらでご案内をお願いします。

その他の言語の場合は、ポスター、チラシ等の QR を読み取っていただき、市のホームページをご案内ください。スマートフォンの翻訳機能を用いることで、宿泊税について知っていただくことができます。

申告と納入

1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が常滑市に申請し、常滑市から承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回（6月、9月、12月、3月）の申告納入期限となります。

2. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。

適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく宿泊税はないため納入書を金融機関等に持っていく必要はありません。

3. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。

【適用要件】

ア 申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。

イ 申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

ウ 条例第11条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

エ 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

オ 対象期間において、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。

カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

《条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置》

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後1年間分（令和7年12月31日まで）は、以下の条件を満たすことで特例を受けることができます。通常の場合と異なる箇所を□で囲んでいます。

ア 申請書の提出前□3月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が□30万円以下であること。

イ 申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から□3カ月を経過していること。

ウ 条例第11条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

エ □令和7年1月6日から申請書提出までに宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けておらず、その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

オ □令和7年1月6日から申請書提出までにおいて、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。

カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

《納期特例を最短で申請できる期間について》

年月	宿泊事業者様の手続き等の内容
令和7年2月	令和7年1月の宿泊分について、申告納入
令和7年3月	令和7年2月の宿泊分について、申告納入
令和7年4月	令和7年3月の宿泊分について、申告納入
令和7年5月	「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出 令和7年4月の宿泊分について、申告納入
令和7年6月	令和7年5月の宿泊分について、申告納入
令和7年7月	特例の対象のため、申告納入の必要はありません。
令和7年8月	特例の対象のため、申告納入の必要はありません。
令和7年9月	令和7年6月から8月宿泊分について、申告納入

申請受理後、2週間程度を目安に「宿泊税納入期限等特例承認通知書」を送付いたします。承認通知書には、特例適用開始日を記載しますので、通知内容に従って申告納入してください。

4. 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額」が120万円の根拠について教えてください。

一定以上の宿泊税の納入確保による施策の継続を前提としています。そのため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象とする必要があります。総定員数20人以下を比較的規模の小さい宿泊施設とし、それらの施設が1年間に納入する宿泊税を試算すると120万円以下となるため当該金額を要件としています

【参考】特例の承認を受けた場合の申告納入期限

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3～5月分	6月末日	9～11月分	12月末日
6～8月分	9月末日	12～2月分	3月末日

5. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。

納入申告書と納入書につきましては、毎年3月頃に翌年度分（1年分）をお送りします。初年度につきましては、12月頃に令和7年1月から3月宿泊分の書類を送付いたします。発送直近の申告納入をeLTAXで行っている場合は、送付しません。

6. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「申告事項変更届出書」を提出したのですが、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。

名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合は、既に送付しております納入申告書と納付書をそのままご使用ください。こちらで読み替え対応いたしますが、二重線で訂正していただけますと助かります。

7. 月計表について、教えてください。月計表に記載された人数はどのように確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。

月計表は、申告する月の宿泊者数を日ごとにまとめていただくものです。納入申告書と、月計表に記載された日付毎の宿泊数の合計を確認します。

また、その月において一人も課税対象となる宿泊者がいなかった場合、納入申告書については「0円」で申告いただく必要がありますが、月計表の添付は不要です。

8. 振込手数料はかかりますか。

市から送付した納付書を利用して指定金融機関の窓口で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。指定金融機関以外からの振込の際には、手数料がかかります。

9. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。

納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。

納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。

また、特別徴収義務者報奨金は納期内納入額に対してお支払いします。そのため、納期限にお支払いが間に合わなかった場合は、特別徴収報奨金をお支払いすることができません。

10. 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。

原則として、市役所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。（※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は常滑市への到達日が申告日となります。）

そ の 他

1. 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。

二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。

【参考】複数の税がかけられている事例

種目	税の種類
ガソリン	ガソリン税、石油税、消費税
たばこ	たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税
酒	酒税、消費税

また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。

2. 宿泊税は売り上げに含まれるのか。

宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売り上げに含まれません。

3. 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。

実際に宿泊があった月の翌月に申告納入をお願いいたします。

4. 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。

簡易宿所の営業許可を受けているようであれば毎月申告が必要になります。なお、経営をしていない時期があれば、「宿泊施設営業休止／再開／廃止届出書」を税務課までご提出ください。

5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。

特に決まりはありませんが、宿泊税について記載していただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義や税率についてご記載ください。

【宿泊税の対象となる宿泊とは】

宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。

1. その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している。
2. ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。
 - ・利用料金が発生している。
 - ・利用時間が6時間以上である。
 - ・寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）。

【税率】

1人1泊 200円

6. 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。

振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくことになります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

7. 特別徴収義務者報奨金はいつ交付する予定なのか。

毎年、3月宿泊分から翌年2月宿泊分の12ヶ月を算定期間とし、4月下旬から5月上旬にかけて、案内を送付予定です。申請期限は6月末日です。申請受理後、随時振込処理を行います。

8. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうか。

市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者として仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市役所で税額の決定を行い、納入してもらいます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。

9. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。
領収書をお渡しする場合は、宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。

10. 罰則はありますか。

ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について

罰則については条例に定められており、帳簿、書類の保存義務に違反した者について、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。（市宿泊税条例第20条）

イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について

（ア）宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合 地方税法上罰則が設けられています。（地方税法第733条の21第2項）特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

（イ）宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合 地方税法上罰則が設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、地方税法上、特別徴収義務者（宿泊事業者）が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に求償する規定が地方税法に設けられています。（地方税法第733条の15第2項、第3項）

11. 特別徴収義務者報奨金は、どのように受け取ることができますか。報奨金について、消費税は課税されますか。

交付対象期間（前年の3月宿泊分（4月納入分）から2月宿泊分（3月納入分）まで）に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者の皆さまに対し、「宿泊税報奨金交付申請書兼請求書」（以下「申請書兼請求書」）を発送します（4月下旬から5月上旬頃）。

そして、6月末日までに「申請書兼請求書」のご提出をお願いいたします。特別徴収義務者報奨金の振込については、申請受理後に本市より「宿泊報奨金交付決定通知書」を発送後、随時入金予定です。

市が特別徴収義務者に交付する宿泊税報奨金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

変更履歴

2024 年 1 月	初版
2024 年 6 月	【徴収について】 3. 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。 【宿泊税】 6. 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えているか。 →上記 2 点について、総務大臣の同意内容を踏まえて変更
2024 年 7 月	【宿泊税】 6. 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えているか。 →使途について、取組例を早期実施予定の事業としました。 【宿泊について】 追加 32. グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料ですが会員プログラムを運営する本部より一定額が償還されます。この場合課税対象となりますか。 追加 33. 他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊されますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求しています。この場合課税対象となりますか。 課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能か。 追加 34. 客室を会議室やオフィスとして利用する場合があります。料金明細は“会議使用料”としてあります。寝具は置いてあり、使用できる状態です。その場合は課税対象となるか。
2025 年 5 月	【宿泊について】 1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。 14. 【レイトチェックイン】 事前に宿泊契約をしたうえで午前 0 時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）の取扱いを教えてください。

	15. 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）の場合の取扱いを教えてください。 16. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いを教えてください。 30. 3時間・6時間・9時間など様々なプランがあります。また、延長することもできます。宿泊税の対象について、どのように判断すればよいですか。 【その他】 5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。 ➡上記5点について、「宿泊」判断基準としての、寝具の使用について、利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含むという文言を追加しました。 【申告と納入】 5. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。 ➡直近の申告納入をeLTAXで行っている場合は送付しない旨の記載を追加しました。 【その他】 7. 特別徴収義務者報奨金はいつ交付する予定なのか。 11. 特別徴収義務者報奨金は、どのように受け取ることができますか。報奨金について、消費税は課税されますか。 ➡上記2点について、具体的なスケジュールを更新しました。
--	--